

令和8年5月1日

依頼者様各位

佐藤誠三税理士事務所
行政書士佐藤誠三事務所
税理士・行政書士 佐藤誠三

当事務所との契約及び業務に係る料金に関する基本細則について

標記のことについて、令和7年8月12日施行の基本細則を下記のとおり改定します。

記

第1条(趣旨)

- ① この基本細則は、当事務所との契約及び業務に係る料金計算の原則を依頼者様に明らかにすることを目的とします。

第2条(適用)

- ① 当事務所との契約及び業務に係る料金計算にあたっては、別途定める場合を除き、この基本細則を適用するものとします。

第3条(料金の表示)

- ① 当事務所の料金は、依頼者に対して総額(税込金額)にて表示するものとします。

附則(令和4年9月6日)

第1条(施行日)

- ① この基本細則は令和4年9月6日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。
- ② 令和4年9月30日までに行われる基本契約の契約手続に係る料金については、令和4年10月1日以降分から適用します。

附則(令和5年3月19日)

第1条(施行日)

- ① この基本細則は令和5年3月19日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。

第2条(無料にて対応する所得税修正申告書の作成業務)

- ① B型の基本契約を締結する関与先様の所得税修正申告書の作成業務について、修正申告の対象となる申告書を当事務所が作成しているときは、当該業務に係る料金を無料にすることができるものとします。

第3条(料金の請求)

- ① 修正申告書に添付する書類の作成業務があるときは、関与先様に対して当該業務に係る料金を請求することができるものとします。
- ④ 更正の請求、嘆願書に該当する書類の作成業務があるときは、関与先様に対して当該業務に

基本細則(20260501施行)

係る料金を請求します。

附則(令和6年5月6日)

第1条(施行日)

① この基本細則は令和6年5月7日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。

第2条(契約維持手数料)

① 契約維持手数料は、これを廃止します。

第3条(基本契約割引)

① 基本契約割引は、これを廃止します。

附則(令和7年3月30日)

第1条(施行日)

① この基本細則は令和7年3月30日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。

② 基本契約に係る条項の適用は、令和7年5月1日に施行します。

第2条(改正前のB型の基本契約に係る料金について)

① 基本細則の改定に伴って生じる、未経過分の基本契約料金の差額(5～9月分)については、遅滞なくこれを精算するものとします。

附則(令和7年4月28日)

第1条(施行日)

① この基本細則は令和7年4月29日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。

② 基本契約に係る条項の適用は、令和7年5月1日に施行します。

第2条(改正前のB型の基本契約に係る料金について)

① 基本細則の改定に伴って生じる、未経過分の基本契約料金の差額(5～9月分)については、遅滞なくこれを精算するものとします。

附則(令和7年8月12日)

第1条(施行日)

① この基本細則は令和7年8月12日に施行します。

附則(令和8年5月1日)

第1条(施行日)

① この基本細則は令和8年5月1日に施行します。

第2条(基本契約に係る料金について)

① B型(法人連名型)の料金のうち、法人に対して請求する料金は、A型(個人型)の上乗せ部分とします。

第3条(業務契約の文言について)

① この基本細則にある「業務契約」の文言は、「業務委任契約」と読み替えるものとします。

② 前項の定めは、個別細則にも適用するものとします。

基本細則の詳細について

1 当事務所との契約について

- (1) 当事務所との契約には基本契約と業務契約の2種類あり、概要は別表1のとおりです。
- (2) 関与先様は、関与先様の家族に関する業務を依頼することができます。

なお、基本細則における家族の範囲は、次のとおりとします。

- ① 配偶者 ② 1親等の血族又は姻族 ③ 同居する2親等の血族又は姻族
- ④ 関与先様の成年被後見人等 ⑤ 関与先様が代表権を有する役員の立場にある法人

別表1 当事務所における契約の区分について

契約の種類	契約の内容	契約の対象
基本契約	他の税理士事務所における顧問契約にあたるものです。関与先様に対する必要最低限のサービスを提供するとともに、当事務所に業務を依頼される方を関与先様として管理します。 契約期間(1年)内に業務依頼があった場合、原則としてお受けすることを約するものです。そのため、基本契約を締結していない依頼者様からの業務依頼は原則としてお受けしないことにしています。	個人のみ(ただし、個人と個人が代表権を有する法人との連名での契約は可)
業務契約	確定申告書の作成業務など、具体的な業務を行うために締結する契約です。	不問

2 基本契約について

- (1) 基本契約とは、他の税理士事務所における顧問契約にあたるものです。関与先様に対する必要最低限のサービスを維持するとともに、当事務所に業務を依頼される方を関与先様として管理させていただき、契約期間(1年)内に業務依頼があった場合には、原則としてお受けすることを約するものです。そのため、基本契約を締結していない依頼者様からの業務依頼は原則としてお受けしません。
- (2) 基本契約期間は、原則として、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間です。なお、年の途中で新規に基本契約を締結される場合については、当該契約日から来る9月30日までの期間となります。
- (3) 当事務所が定める業務を依頼される方と面談させていただいた結果、お受けすることに何ら問題が無ければ、基本契約を締結させていただきます。
- (4) 基本契約の種類及び業務内容等については、別表2のとおりです。基本契約料は、当事務所への相談依頼、関与先様への情報の提供など、関与先様に対する必要最低限のサービスを提供するための費用として請求させていただくものです。
- (5) 年の始期又は途中で新規に基本契約を締結される場合における基本契約料は、別表3のとおりです。なお、新規契約手数料として16千円(総額)を加算しています。
- (6) 基本契約は、個人にのみ認めている契約につき、原則として基本契約の継承は認めていません。ただし、次の要件に該当する場合については、別途定める方法により、当事務所の承諾を得て継承することができます。
 - ① 基本契約期間の途中において関与先様が当事務所との基本契約を解除する場合において、基本契約期間の満了日までの未経過部分を関与先様が指定する者に継承させたいとき
 - ② 基本契約期間の途中において関与先様が死亡した場合において、基本契約期間の満了日までの未経過部分を関与先様の相続人が指定する者に継承させたいとき
- (7) 次の要件の全てに該当する関与先様については、基本契約期間の短縮又は基本契約の終了とさせて

基本細則(20260501施行)

いただくことがあります。

- ① 専門職としての評価について、他の関与先様と比べて低いこと
- ② 当事務所からの依頼等について、他の関与先様と比べて協力度合が低いこと

別表2 基本契約の種類及び業務内容等について

項目		料金に含まれる業務内容等	金額(総額)	
			A型 (個人型)	B型 (法人連名型)
年間料金	基本料金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電話、メール、面談による簡易な相談(一般的な税務相談、法務相談) ※注 ■ 他の専門職への業務依頼に関する業務(依頼したい業務に対応できる専門職の紹介) 	24千円	個人型の料金に1社あたり12千円を加算した金額
	加算料金	<p>【業務契約を依頼される場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 関与先様への情報の提供など、関与先様に対する必要最低限のサービスの提供に係る業務 	12千円	個人型の料金に1社あたり12千円を加算した金額
月額料金	購読料金	■ 当事務所が提供する情報誌の提供	別途提示	

注 電話、メール、面談による簡易な相談について、①学術研究を目的とするもの、②統計資料に関するもの、③税務書類など、官公庁、金融機関に提出する書類の作成に関するもの、④相談への回答に対する更問、⑤関与先様が当事者でないものなど、無料での相談になじまないものにつきましては、基本契約には含まれていませんので、別途料金にて対応させていただきます。

また、個別具体的な相談については、相談内容を聴き取るための対応に関して無料にて対応させていただきます。

※ 上記に含まれない業務は別途料金になります。

別表3-1 年の始期又は途中で新規に基本契約を締結される場合における基本契約料(基本料金)について

契約月	金額(千円)		契約月	金額(千円)		契約月	金額(千円)	
	A型	B型		A型	B型		A型	B型
10月	40	1社あたりの金額を加算	2月	32	1社あたりの金額を加算	6月	24	1社あたりの金額を加算
11月	38		3月	30		7月	22	
12月	36		4月	28		8月	20	
1月	34		5月	26		9月	18	

別表3-2 業務契約を依頼される場合の基本契約料(加算料金を含む場合)について

契約月	金額(千円)		契約月	金額(千円)		契約月	金額(千円)	
	A型	B型		A型	B型		A型	B型
10月	52	1社あたりの金額を加算	2月	40	1社あたりの金額を加算	6月	28	1社あたりの金額を加算
11月	49		3月	37		7月	25	
12月	46		4月	34		8月	22	
1月	43		5月	31		9月	19	

3 業務契約における料金計算の原則について

- (1) 当事務所が定める料金は、処理に要する時間、書類作成(印刷)の面数(枚数、重量)、業務の難易度、業務契約以外に発生する附随業務の有無を勘案し、次のとおり計算することを原則とします。
- ① 料金は総額(税込金額)とし、1単位4,000円とします。なお、この細則にない業務又は役務の提供に係る料金については、別途定める場合を除き、1単位4,000円を基礎として計算するものとします。
 - ② 役務の提供に係る料金計算について、時間により行う場合は30分を1単位とします。また、数量は1ヶ所、1回、1種類、1区画、1件、1銘柄、1社、1月、1名などを1単位とします。
 - ③ 書類の印刷作業に係る料金は、原則として別途定める基本料金及び印刷に要する時間等(時間のほか、印刷の面数(枚数、重量))により計算した金額の合計額とします。なお、官公庁へ提出するものについては、業務契約に係る料金に含まれます。
- (2) 当事務所が負う責任の度合を考慮すべき業務又は役務の提供に係る料金については、原則として別表5に定める方法により計算します。なお、料金を別表5以外の方法により計算する定めがある場合については、その定めを優先して適用します。
- (3) 料金の割引について、当事務所が定める要件に該当する場合に適用します。また、関与先様への料金優遇については、その理由が説明できる範囲で継続します。
- (4) この細則の適用、解釈に関する裁量は当事務所にのみ有するものであるため、この細則に関する依頼者様からの異議は受けないものとします。

別表4 当事務所の業務契約における料金の計算区分について

区分	No.	内 容	備 考
業務契約に含まれるもの	1	業務を遂行するにあたって必要となる業務システムの購入費用又は使用料などの諸経費に充てるためのものです。	契約期間や取引状況に関係なく生じる費用の相当額とします。月額料金の設定がある場合を除き、契約期間が1年に満たない場合であっても月割計算はできません。
	2	処理すべき業務に要する時間、取引金額の規模、業務に対する責任の負荷等により料金を計算します。	業務に対する役務の提供の対価です。
業務契約に含まれないもの	3	業務契約に基づいて業務を遂行する過程において別途発生する独立した業務又は役務の提供(契約条件外の対応を含みます)に対する料金です。	業務契約には含まれません。一定の要件に該当する場合について、別途請求させていただくことがあります。

別表5 業務の難易度等における料金計算について

区分		独占業務に該当しない業務					独占業務に該当する業務				
		A 簡易な業務 (0p) 【簡易な事案】		B 標準な業務 (1p) 【一般的な事案】			C 難易な業務 (3p) 【個別的な事案】			D 高難易な業務 (6p) 【特殊な事案】	
書類の作成 又は役務の 提供に関する 内容及び所要 時間について	専門職としての業務内容等	専門職でなくともできる業務。業務を行うための知識と経験は不要。		専門職が携わるのが望ましい業務。業務を行うための知識と経験は必要。			専門職が携わるべき業務。業務を行うための知識と経験が必要。			他の専門職等の助言や支援が必要な業務。	
	業務、考案の程度(事案の程度)	事例が豊富にあり、考案は不要。		事例はあるが、考案は必要。			事例が少なく、考案が必要。一般的な事案のうち、相当以上の時間と作業を要する。			個別的な事案のうち、相当以上の時間と作業を要する。事例が無く考案が必須。	
	資料情報等の提供及び書類の受取方法	いずれも不要		全て電子データのみ(書面での提供及び受取りは一切無し)			電子データと書面での提供、受取りが混在。(少なくとも受取りは電子データによる)			左記のどれにも該当しない	
	資料情報等の提供の程度	不要又は提供されたもので充分であり、確認、補完等の作業は要しない。		提供されたものを確認、補完等の作業を要する。			提供されたものを確認、補完等の作業を要し、広範囲又は膨大な量である。			現地確認等の実施、専門職等の助言(支援)が必要。	
	基本契約の有無	契約あり		契約はあるが、一定の要件に該当しない又は契約はないが、一定の要件に該当する契約実績がある			一定の要件に該当しないが契約実績がある又は契約実績はないが、然るべき筋からの紹介がある			左記のどれにも該当しない(契約実績があっても、基本契約を認めない場合を含む)	
	依頼者様の所在地(用務地等)	長崎市(旧高島町地区の離島を含み、旧外海町、旧琴海町を除く)、時津町、長与町		長崎市(旧外海町、旧琴海町)、西海市			諫早市、大村市、雲仙市、島原市、南島原市			左記のどれにも該当しない	
	連絡手段	電子データの送受信が可能なメールアドレスあり		左記以外(SMS、FAXでの連絡が可能)			電話、郵送に限られるが、電話連絡には支障がない			左記のどれにも該当しない	
	他の業務への影響	影響はない		契約実績はないが影響はない			契約実績がない又は影響はあるが許容範囲内			左記のどれにも該当しない	
業務区分		A	AB	BA	B	BC	CB	C	CD	DC	D
難易度に係る倍率		0.50	0.75	1.00	1.25	1.50	2.00	2.50	3.00	4.00	5.00

注1 基本料金は、1単位30分4千円(総額)です。

注2 業務の難易度判定は、次の8項目を総合的に勘案して行います。

- ① 専門職としての業務内容等 ② 業務、考案の程度(事案の程度)
- ③ 資料情報等の提供方法、書類の受取方法 ④ 資料情報等の提供の程度 ⑤ 基本契約の有無
- ⑥ 依頼者様の所在地(拠点、用務地) ⑦ 連絡手段 ⑧ 他の業務への影響

別表6 業務の難易度判定について

区分	平均p		区分	平均p		区分	平均p		区分	平均p		区分	平均p	
	以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満
A	—	0.3	BA	0.6	0.9	BC	1.2	1.6	C	2.1	2.6	DC	3.1	3.6
AB	0.3	0.6	B	0.9	1.2	CB	1.6	2.1	CD	2.6	3.1	D	3.6	—

基本細則(20260501施行)

注1 別表5の注2に定める8項目を数値化してその平均値を求め、この表にて業務の難易度を判定します。

注2 料金計算について

(例)BC2単位該当の業務の場合 基本料金(4,000円)×倍率(1.50)×時間単位(2単位)=12千円

4 料金の割引について

一定の要件に該当する場合の料金の割引については、別表7のとおりです。

別表7 料金の割引について

No.	種類	概要・要件
1	調整割引	1 依頼者様から料金の減額に関する要望の有無にかかわらず、当事務所が相当の理由があると認める場合に適用します。なお、具体的には次のいずれかに該当する場合とします。 ① 業務(役務提供)の内容、要する時間、当事務所が負う責任の度合、同一地域内の他の事務所が提示する料金などを考慮した結果、料金の割引が相当と認められる場合 ② 当事務所が料金改正等を行ったことによって関与先様に著しい不利益が生じる場合 ③ 料金の端数調整する場合 ④ 上記以外の理由により、料金の割引が相当と認められる場合 2 特例割引との重複適用不可。
2	特例割引	1 当事務所としては料金の減額に応じる理由はないが、依頼者様の要望等によりやむを得ず応じる場合に適用します。なお、特例割引を適用した場合、「当事務所の責めに帰すべき事由により損害を被った場合であっても、当事務所が提示する金額を損害額から控除(免責)すること」について、依頼者様が同意したものとみなします。 2 調整割引との重複適用不可。

5 業務契約の解除に伴う料金精算について

依頼者様のご都合又は責めに帰すべき事由により、業務契約期間の中途において業務契約を解除するに至った場合については、別表8に基づいて計算した料金を精算するものとします。

なお、精算の結果、返金すべき金額があるときは、料金の引落口座への振込により返金させていただきます。

その際の振込手数料は当事務所にて負担します。

別表8 業務契約の解除に伴う料金精算について

区分	No.	料金計算
業務契約に含まれるもの	1	業務契約のうち基本料金については、業務を遂行するにあたって必要となる業務システムの購入費用又は使用料などの諸経費に充てるためのものであり、契約期間や取引状況に関係なく生じる費用であるため、全額請求させていただきます。なお、当事務所の裁量によって減額する場合があります。
	2	業務契約のうち業務遂行料金については、原則として次の計算式で計算した金額を請求させていただきます。 【計算式】請求金額 = 業務契約に係る業務遂行料金 × 進捗率
業務契約に含まれないもの	3	依頼者様のご都合又は責めに帰すべき事由により、契約期間の中途において当事務所との契約を解除するに至った場合については、解約時の状況により別途定める金額を請求させていただきます。

注1 会計業務に係る業務契約を解除された場合の業務遂行料金については、乗じる進捗率を

「経過月数(1月未満の端数は切り上げます)÷(1会計期間の月数+1)」に置き換えることができます。なお、1会計期間の全てを経過した場合の解約については、全額請求させていただきます。